

中山間ふるさと水と土基金事業について

島根県は、中山間ふるさと水と土基金を造成（国1/3、県2/3）し、中山間地域の活性化のための地域住民活動を支援しています。

中山間ふるさと水と土基金は、「中山間ふるさと水と土保全対策事業（水と土基金）」と「中山間ふるさと水と土保全推進事業（棚田基金）」の2つから成り、それぞれの基金の活用についての御相談は、お近くの県土整備事務所等へお問い合わせください。

なお、本基金は市町村が直接活用することはできません。

1 中山間ふるさと水と土保全対策事業（水と土基金）

(1) 水と土基金の概要

水と土基金は、農地や水路・農道・ため池等の土地改良施設が持つ多面的機能の発揮とこれらを保全・整備する地域住民活動（保全活動、交流活動）を支援するものです。

対象地域：5法指定地域

（過疎・山村振興・半島振興・離島振興・特定農山村法のいずれかを含む地域）

(2) 水と土基金を活用した活動事例

(1) 調査研究事業

- 農地の荒廃や土地改良施設の老朽化等の現状把握と診断・評価を行い、農地や土地改良施設等地域資源の計画的・効率的な維持管理手法を検討
- 畦畔除草に係る労力省力化のためのカバープランツ実証実験
- 地域住民でも取り組める簡易なため池応急整備の実証実験を行い、事例集を作成
- 生き物調査やマップ、図鑑の作成及びこれらを活用した環境保全活動（写真1）
- 耕作放棄地解消に向けた水土里情報システム（地図情報）の利活用検討

(2) 推進事業

- ため池の安全啓発や維持管理の看板作成、設置（写真2）
- 農業農村の大切さや農業農村整備事業の役割についての小学校への出前授業



(写真1)小学校での観察学習



(写真2)ため池啓発看板

2 中山間ふるさと水と土保全推進事業（棚田基金）

（1）棚田基金の概要

棚田基金は、棚田地域の住民が、都市の皆さんとの参加を得ながら取り組む棚田保全の活動を支援するものです。

棚田地域とは：階段状に広がる地形勾配が1／20以上の農地（＝棚田）が全体農地面積の半分以上ある地域。

（2）棚田基金を活用した活動事例

（1）都市と農村の交流促進

- ・棚田体験、交流イベントの開催（山王寺「田んぼの学校」）（写真1）
 - ・棚田散策のための遊歩道の整備
 - ・棚田オーナー制度、トラスト制度の支援（オーナー田の湧水処理、オーナー・トラスト募集用チラシの作成）

（2）棚田の情報発信・広報

- ・棚田地域をPRするパンフレットの作成
 - ・看板の設置（棚田を紹介する看板、主要道路から棚田まで誘導するための案内看板）

（3）棚田と棚田の交流促進

- ・棚田保全に取り組む地区が連携し、棚田保全対策などを協力して実施する「しまねの棚田ネットワーク」の設立、運営（写真2）



(写真 1) 山王寺 たんぼの学校



(写真2) 棚田ネットワーク情報交換会

3 水と土基金・棚田基金の問合せ先（活動支援の説明、相談）

- 松江県土整備事務所農林工務部(農村整備課) ☎ 0852-32-5650)
 - 雲南県土整備事務所農林工務部(ほ場防災課) ☎ 0854-42-9542)
 - 出雲県土整備事務所農林工務部(農村整備課) ☎ 0853-30-5567)
 - 県央県土整備事務所農林工務部(農村整備課
大田事業所(農村整備課) ☎ 0855-72-9555)
 - 浜田県土整備事務所農林工務部(農村防災課) ☎ 0854-84-9767)
 - 益田県土整備事務所農林工務部(農村整備課) ☎ 0855-29-5597)
 - 島根県土整備局 農林工務部(農村整備課) ☎ 0856-31-9600)
 - 隱岐県土整備局 農林工務部(農村整備課) ☎ 08512-2-9644)